

2024 年度交換留学生向け：日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度（協定派遣）について

国際化推進センターでは、日本学生支援機構(JASSO)が実施する海外留学支援制度（協定派遣）において、本学交換留学制度にて留学する学生向けのプログラムが採択されました。対象留学先や対象学生、内容等詳細は以下の通りです。

興味のある方は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【対象交換留学先】

- ・英国 オックスフォード・ブルックス大学
- ・ドイツ ドレスデン工科大学
- ・フランス リヨン第三大学
- ・米国 イースタンケンタッキー大学
- ・オーストラリア シドニー工科大学

【支援内容】

- ・奨学金：シドニー工科大学 7 万円／月、その他 4 大学 8 万円／月
- ・渡航支援金 13～16 万円が受給できる可能性があります

【申請資格及び要件】（以下、2023 年度募集要項より。2024 年度については変更が生じる場合がございます）

1. 2024 年度山梨大学交換留学生として対象となっている交換留学先いずれかに留学する者

2. 日本国籍を有するもの又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）

3. 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

※機構が実施する 2024 年度第 2 種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その基準を超えない者を優先とします。

4. 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者

5. 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者 ※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

6. 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上（3.00 満点）である者。

7. 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない

い者

※本制度以外の奨学金等を受け取る際、奨学金等支援団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意下さい。

※日本学生支援機構が実施する「第一種・第二種奨学金」(貸与型)との併給は可能です。

※日本学生支援機構が実施する「国内の給付奨学金」、「海外留学支援制度(大学院学位取得型)」との併給は認められません。

※「官民協働海外留学制度～トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

8. 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2:不要不急の渡航はやめて下さい」以上に該当する地域以外に派遣される者

【内容】 本奨学金受給者は、以下のことを行って頂きます。

(留学前)

- ・グローバル共創学習室での英会話セッションや英語学習アドバイザーの個別指導に計 30 回以上参加する
- ・留学計画の作成(留学計画には、授業の受講以外の具体的な実践活動を含めること。例: インターンシップ/ボランティア/研究のための調査)

(留学中)

- ・現地授業の受講(通常の交換留学同様)
- ・留学計画に含んだ実践活動の実施
- ・月1のマンスリーレポート提出と、国際化推進センター教員とのオンラインミーティング

(留学後)

- ・帰国報告会の実施(英語にて発表)

【申請時期】

- ・3月1日学内締切の交換留学希望者:3月1日時点で申し出てください
- ・9月1日学内締切の交換留学希望者:9月1日時点で申し出てください

【注意事項】

本奨学金は、既に留学を開始してしまった者に対する支援を行うことはできません(留学途中での申請を受け付けることができません)。留学開始前に、留学日程を登録する必要がありますので、本奨学金の受給を希望する学生は必ず上記期日までに申し出てください。

【問い合わせ先】

- ・国際化推進センター 布村猛（本プログラム担当教員）

tnunomura@yamanashi.ac.jp

- ・教学支援部グローバル推進課

055 220 8703

Yu-study-abroad@ml.yamanashi.ac.jp